



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

- *29 和歌山県税条例の一部を改正する条例 （税務課）..... 2
- *30 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方
力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 （ 〃 ）..... 12

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

（1）県民税

個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和17年度分の個人の県民税まで延長することとしました。（附則第32項の2関係）

（2）不動産取得税

住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。（附則第10項の3及び附則第10項の8関係）

（3）軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。（附則第19項関係）

（4）自動車税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスについて、環境性能割を非課税とする措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。（附則第15項関係）

イ 一定の要件を満たす自家用の自動車について、環境性能割を非課税とする等の措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとしました。（附則第15項の2関係）

ウ 一定の排出ガス保安基準等を満たす軽油自動車で、一定の期間内に取得された軽油自動車について、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとしました。（附則第15項の2の2及び附則第15項の2の3関係）

エ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置について、適用要件等を見直すとともに、適用期限を令和5年3月31日まで延長することとしました。（附則第15項の7～附則第15項の9関係）

オ 一定の先進安全技術が搭載された一定のトラック等で初回新規登録を受けるものについて、当該トラック等の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額

を控除する環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和3年10月31日まで延長するほか、適用対象を拡大するなど、所要の改正を行いました。(附則第15項の10～附則第15項の12関係)

カ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、適用要件を見直すとともに、適用期限を2年間延長することとしました。(附則第16項～附則第16項の4の3関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第1条関係)

県税の特別措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長するほか、租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第2条、第2条の2及び附則第2項関係)

(2) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第2条関係)

租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第2条及び附則第3項関係)

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第29号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(軽油引取税に係る免税の手続) 第58条の12 略	(軽油引取税に係る免税の手続) 第58条の12 略
第58条の13 略 2 略 3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽	第58条の13 略 2 略 3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽

油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した施行規則第16号の22様式の共同申請明細書を添付しなければならない。

4・5 略

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に当該免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければならない。

7・8 略

(環境性能割の税率)

第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第157条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の1
- (2) 法第157条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の2
- (3) 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

14の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は附則第14項の2の10に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項、附則第14項の2、次項、附則第14項の2の5、附則第14項の2の9から附則第14項の2の13までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

油使用者ごとに記名押印した施行規則第16号の22様式の共同申請明細書を添付しなければならない。

4・5 略

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7・8 略

(環境性能割の税率)

第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第157条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の1
- (2) 法第157条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 100分の2
- (3) 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

14の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)、同項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は附則第14項の2の10に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項、附則第14項の2、次項、附則第14項の2の5、附則第14項の2の9から附則第14項の2の13までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の4・14の2の5 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

- 15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)又は第2号ロ若しくは第3号ロ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15項の6において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 15の2の2 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この項、次項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4の3第3号において「軽油自動車」という。)のうち、同条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4の3第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4の3第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同条第1項第6号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 15の2の3 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

- 15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の5までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条

14の2の4・14の2の5 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

- 15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

- 15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15項の6において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

- 15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の5までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条

第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から650万円(乗車定員30人以上の附則第15項の8に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) 略

15の10 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び附則第15項の12において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制御制

第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から650万円(乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあっては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 略

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) 略

15の10 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から附則第15項の13までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに

御装置に係る保安基準」という。) 同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び附則第15項の12において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の12において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額とする。

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から350万円を控除して得た額とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2)～(4) 略

限る。)(以下この項から附則第15項の13までにおいて「バス等」という。)であって、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から附則第15項の13までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から350万円を控除して得た額とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2)～(4) 略

15の12 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

15の13 略

（自動車税の種別割の税率の特例）

16 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号、附則第16項の4の2第1号及び附則第16項の6において同じ。）、天然ガス自動車（同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号、附則第16項の4の2第2号及び附則第16項の6において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の6において同じ。）並びに家用の乗用車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4から附則第16項の6までにおいて同じ。）、第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。

15の12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。
 (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
 (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

15の13 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた重線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、重線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

15の14 略

（自動車税の種別割の税率の特例）

16 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の6において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の6において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の6において同じ。）並びに家用の乗用車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。次項から附則第16項の6までにおいて同じ。）、第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車

)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号、附則第16項の3第1号、附則第16項の4の2第4号及び附則第16項の4の3第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号、附則第16項の3第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第16項の4の2第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び附則第16項の4の2第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 略
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(i)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号、附則第16項の4の2第4号及び附則第16項の4の3第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(i)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号、附則第16項の4の2第4号及び附

税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項及び附則第16項の3において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項及び附則第16項の3において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車~~で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度~~

略

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 略
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(i)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(i)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超

則第16項の4の3第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項、次項、附則第16項の4の2及び附則第16項の4の3において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

略

16の3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略

略

16の4 附則第16項の2第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、家用の乗用車又はキャンピング車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該家用の乗用車又はキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該家用の乗用車又はキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

略

16の3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略

略

16の4 附則第16項の2(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、家用の乗用車又はキャンピング車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該家用の乗用車又はキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該家用の乗用車又はキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

る。

16の4の2 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ②に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

16の4の3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽

字句とする。

中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

16の5・16の6 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「3年」とあるのは「3年を経過する日(当該経過する日が令和6年3月31日以後に到来する場合には、同日)まで」と読み替えるものとする。

20 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

32 略

32の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6、附則第6項の8及び附則第28項の3の規定の適用については、附則第6項の6中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項、附則第6項の8及び附則第28項の3中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

33 第42条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第42条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措

16の5・16の6 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「令和3年3月31日まで」と読み替えるものとする。

20 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

32 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

33 第42条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第42条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取

置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第42条の27の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

34 略

得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第42条の27の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

34 略

備考 改正前欄中の附則第15項の7、第16項及び第16項の4から第16項の6までの規定は、和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第5号）第3条の規定による改正後の規定である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）附則第14項の2の3の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から令和5年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項(同項の表の第2号に係る部分に限る。)又は第45条第2項(同項の表の第2号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法第17条第1号又は第5号に掲げる事業500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条の2 前条の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第17条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額))</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成33年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)又は第45条第2項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法第17条第1号又は第5号に掲げる事業500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第13項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条の2 前条の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額))</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p>

2 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

2 平成20年4月1日から平成33年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成27年和歌山県条例第68号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「<u>県税条例</u>」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>県税条例第42条の16</u>とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「<u>県税条例</u>」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成27年10月8日から令和3年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>県税条例第42条の16</u>とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第2条の2第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。